

徳島県公安委員会規則第十号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月十七日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「及び警察用航空機」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
第二十五条に次の一号を加える。

四 警察用航空機の運用及び管理に関すること。

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。